

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、施設利用や催し等へ参加の際は、マスクの着用、消毒、検温等にご協力をお願いします。また、掲載している催し等が中止・変更になる場合があります。市ホームページ、問い合わせ先へご確認ください。

7月は「社会を明るくする運動」
運動（犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ）強調月間です

「社会を明るくする運動」は、すべての人が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で明るい地域社会を築こうとする全国的な運動です。

◆この運動が目指すこと

- ① 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
- ② 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること
- ③ 力を入れて取り組むこと

犯罪や非行をした人を再び地域社会に受け入れ、望ましい孤独や社会的孤立など、生きづらさという課題に我が事としてかわるコミュニケーションの実現に向け、次のとおり取り組みんでいます。

- ① 犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止すること
- ② 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
- ③ 犯罪や非行を防止し、犯罪や非行をした人の立ち直りにさまざまな協力方法があることを周知し、協力者として気軽に参加してもらうための取組
- ④ 保護司、更生保護女性会員、協力事業主やBBS会員など、更生保護ボランティアのなり手を増やすための取組
- ⑤ 民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化し、犯罪や非行をした人が仕事、住居、教育、保健医療、福祉サービスなど、必要な支援を受けやすくするためのネットワークを作る取組

◆講演会を開催

日時 7月23日(土) 午後2時30分～(受付 午後2時15分～)

会場 セルデイホール

講師 川邊 讓 氏(駿河台)

7月は虐待ゼロ推進月間です

虐待は、いかなる理由があっても許されません。虐待を発生させた、虐待を受けている、虐待をしてしまったなどの場合は、「埼玉県虐待通報ダイヤル」に電話してください。

埼玉県虐待通報ダイヤル

☎ #7171

☎ 0120・80・7171

☎ 048・762・753

3 (有料)

※詳しくは、県FPをご覧ください。

第33回自衛消防隊屋内消火栓操作大会を開催

消火技術や操作技術、初期消火態勢を習得することで、自衛消防隊の技術と「自分の職場は自分で守る」という意識の向上を図るため、屋内消火栓操作大会を開催します。

★生活支援課 ☎25・1197



大学の大切さや更生保護活動についてデジタルツールも活用して広く周知するなど、理解を深めてもらうための取組

② 犯罪や非行の防止、犯罪や非行をした人の立ち直りにさまざまな協力方法があることを周知し、協力者として気軽に参加してもらうための取組

③ 保護司、更生保護女性会員、協力事業主やBBS会員など、更生保護ボランティアのなり手を増やすための取組

④ 民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化し、犯罪や非行をした人が仕事、住居、教育、保健医療、福祉サービスなど、必要な支援を受けやすくするためのネットワークを作る取組

⑤ 犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組

日時 10月13日(木) 午後1時～

※荒天時中止。

会場 児玉郡市広域消防本部 駐車場

申込 8月1日(月)までに申込書(児玉郡市広域消防本部FPを含む)及び各消防署(配付)を直接またはFPで提出

★児玉郡市広域消防本部予防課 ☎24・8392・FAX 24・8393

消費税のインボイス制度説明会・インボイス発行事業者の登録申請相談会

日時 7月6日(水)、27日(水) 午後2時～4時

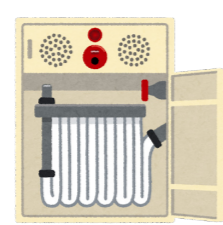
会場 本庄税務署2階会議室

対象 事業者

定員 各20名(事前登録制)

※申込等、詳しくは左記へ。

★本庄税務署個人課税部門 ☎22・2114、法人課税部門 ☎22・2112



大学心理学部教授) 内容 成年年齢の引き下げと青少年の健全育成

定員 120名(先着順)

費用 無料

申込 7月8日(金)から15日(金)までに電話または直接左記へ

★社会を明るくする運動本庄市推進委員会事務局(地域福祉課内) ☎25・1127



障害者差別解消のため「合理的配慮をご存じですか」

障害者差別解消法は、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会(共生社会)を作ることが目的としています。

催し・講座

災害ボランティア養成講座(入門編)

大規模災害が発生した際、ボランティアによる支援が不可欠です。この講座では、ボランティア活動に必要なとなる基本的な知識を学びます。

日時 7月27日(水)・8月3日(水) 全2回 午前10時～正午

会場 はにぼんプラザ多目的ホール

対象 市内在住・在勤者

内容 「本庄市の災害と危機管理」、「災害ボランティアセンターとは」ほか

定員 20名(先着順)

費用 無料

用意 筆記用具

申込 7月8日(金)から電話または直接左記へ

★(福)本庄市社会福祉協議会 ☎24・2755

災害のある人に対して正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止し、「合理的配慮」や「環境の整備」を行うこととしています。

◆合理的配慮とは

障害のある人から、社会にあるバリア(障壁)を取り除くために配慮を求めると意思表示があった場合に、負担になり過ぎない範囲で対応することをいいます。

◆理解を深めるために「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」

事業者が行う合理的配慮の提供について、努力義務から法的義務に改正され、令和6年6月までに施行されることになっています。

障害種別ごとの「合理的配慮の提供」や「環境の整備」についての事例などを「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト(内閣府ホームページ内)」で紹介しています。ぜひご覧ください。

★障害福祉課 ☎25・1125・FAX 23・1963

手話奉仕員養成講座(入門課程)

手話で簡単な日常会話を行うために必要な技術を習得しませんか。

日時 8月24日から令和5年2月22日までの毎週水曜日 全21回 午後1時30分～3時30分

※9月21日、11月16日、23日、12月28日、令和5年1月4日、18日は休講。

会場 児玉公民館(アスピアこだま1階) 会議室2・3

講師 本庄市児玉郡広域聴覚障害者福祉協会会員、本庄市児玉郡広域手話通訳問題研究会会員

対象 市内及び児玉郡内在住・在勤で初めて手話を学ぶ方

※託児希望の方は申込時にご相談ください。

定員 20名(先着順)

費用 3300円(テキスト代)

申込 7月11日(月)から電話または直接左記へ

★(福)本庄市社会福祉協議会 ☎22・7275

災害のある人に対して正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止し、「合理的配慮」や「環境の整備」を行うこととしています。

◆合理的配慮とは

障害のある人から、社会にあるバリア(障壁)を取り除くために配慮を求めると意思表示があった場合に、負担になり過ぎない範囲で対応することをいいます。

◆理解を深めるために「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」

事業者が行う合理的配慮の提供について、努力義務から法的義務に改正され、令和6年6月までに施行されることになっています。

障害種別ごとの「合理的配慮の提供」や「環境の整備」についての事例などを「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト(内閣府ホームページ内)」で紹介しています。ぜひご覧ください。

★障害福祉課 ☎25・1125・FAX 23・1963

解体工事 即見積します 坪単価:25,000円

空家解体 建物解体工事

0276-30-6054

富士産業株式会社

群馬県太田市東別所町112-10トヨタビル3F ☎0276-30-6054 FAX:0276-30-6056 mail:customer@fujisangyo.info

脇島正法律事務所

埼玉弁護士会所属 弁護士 脇島 正

収入のない方も安心してご相談ください 法テラス制度を利用することで負担なく弁護士に依頼できます

初回相談料無料

予約制 受付時間:平日9:30~18:00

TEL 0495-71-6520

〒367-0030 本庄市早稲田の杜4-1-8 http://wakishima-law.jp/ webからも予約できます

夜間・土日 応相談

お困りごとなど、お気軽にご相談ください。

ITAGAKI Glasses

メガネ・補聴器の板垣

本庄店 ☎0495-24-6838 [南大通り文化会館近く]

深谷上柴店 ☎048-577-4871 [日赤通りアリオ深谷近く]

☆ あきらめていませんか!! 障害年金を

病気やけがのために日常生活や仕事に支障があり65歳未満に初診日がある方、障害者手帳をお持ちの方、ぜひ一度ご相談ください。(初回相談 無料)

障害年金の専門家 社会保険労務士 連絡先 本庄市西五十子 216-9 倉田和子

TEL 080-1242-7696 URL:http://sr-kurata.com/message.html